

品川区母子生活支援施設母子保護の実施事務取扱要綱

制定 令和 7 年 2 月 2 8 日

区長決定 要綱 第 4 5 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日 要綱 第 7 0 号

目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 2 3 条の規定に基づく母子生活支援施設における母子保護の実施（以下「保護の実施」という。）に関し、品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和 4 0 年品川区規則第 1 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 配偶者のない女子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）と死別または離婚をした女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの

イ 婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻していないもの

(2) 配偶者のない女子に準ずる事情にある女子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者が生死不明の女子

イ 配偶者に虐待または遺棄されている女子

ウ 配偶者が精神または身体の障害で入院等により長期にわたって労働能力を失っている女子

エ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている女子

オ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子

カ 配偶者からの暴力等により母と子で家出している等で、婚姻の実態が失われているが、やむを得ない事情で離婚の届出を行っていない女子

（保護の実施の要件）

第 3 条 保護の実施は、保護者が配偶者のない女子または配偶者のない女子に準ずる事情にある女子（以下「配偶者のない女子等」という。）であって、生活、住宅、就労等の解決困難な問題によりその監護すべき児童（配偶者のない女子等が保護者として監護する責任を負う 1 8 歳未満の児童をいう。以下同じ。）の心身に好ましくない影響を与え、当該児童を監護する責任を十分に果たし得ない場合に、当該保護者およびその監護すべき児童について実施する。ただし、現に保護者またはその監護すべき児童に伝染性疾患のある者がいる場合は、保護の実施を行わない。

（保護の実施の申込み）

第4条 規則第4条第1項の規定による保護の実施の申込みに当たっては、母子生活支援施設入所申込書（規則第7号様式。以下「申込書」という。）に次の書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、品川区（以下「区」という。）が保有する公簿等により課税状況等を確認することができる等の理由により、添付の必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 申込者およびその監護すべき児童（以下「母子等」という。）の戸籍謄本。ただし、監護すべき児童が申込者と戸籍を異にする場合は、当該監護すべき児童の属する戸籍謄本および申込者の戸籍謄本。
- (2) 次に掲げる収入を証明するいずれかの書類
 - ア 地方税情報取得に関する個人情報提供同意書
 - イ 当該年度分の区市町村民税課税証明書（4月から6月までに申し込む場合は、前年度分）
 - ウ 生活保護受給証明書（生活保護受給世帯に限る。）
- (3) 次に掲げる事項について所見のある健康診断書
 - ア 胸部レントゲン検査
 - イ 便培養による感染症検査
 - ウ その他の必要な検査
- (4) その他区長が必要と認める書類
（状況調査）

第5条 区長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに当該申込みに係る母子等の状況を調査し、母子生活支援施設保護実施調査書（第1号様式）に記録するものとする。
（入所選考会議）

第6条 保護の実施および母子生活支援施設への入所の決定を公正かつ適正に行うため、次に掲げる者で構成する品川区母子生活支援施設入所選考会議（以下「入所選考会議」という。）を設置する。

- (1) 子ども家庭支援センター長
- (2) ひとり親相談係長
- (4) ひとり親相談係相談員（母子父子自立支援員）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども家庭支援センター長が必要と認める者

2 入所選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護の実施およびその継続の要否に関すること。
- (2) 母子等の自立にむけた支援の方針に関すること。
- (2) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 入所選考会議は、子ども家庭支援センター長が招集し、これを主宰する。
（入所の決定）

第7条 区長は、第4条の申込書を受理したときは、入所選考会議の結果に基づき、母子生活支援施設への入所の可否を決定するものとする。
（入所の期間）

第8条 母子等が母子生活支援施設に入所した日を保護の実施の開始日とし、入所の期間（以下「入所期間」という。）は、当該開始日から2年以内の必要とする期間とする。ただし、区長は、入所期間が満了しても、なお、継続して保護の実施が必要と認めるときは、入所選考会議に諮り、これを延長することができる。

2 入所期間中に監護すべき児童が18歳に達した場合であっても、区長が特別な事情があると認めたときは、当該児童が満20歳に達するまでの間、引き続き母と共に在所させることができるものとする。

（保護の実施の解除）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護の実施を解除するものとする。

(1) 第7条の規定により入所を決定した者（以下「入所決定者」という）から退所の申出があったとき。

(2) 第3条に規定する保護の実施に係る要件に該当しなくなったとき。

(3) 監護すべき児童が20歳に達したとき。

(4) 入所決定者が自立可能と認められたとき。

(5) 転出、死亡等により監護すべき児童がいなくなったとき。

(6) 他の入所者に危害を加える等、共同生活を営むのに支障をきたす状態になったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項第4号、第6号または第7号に該当すると認めたときは、入所選考会議に諮り、解除の決定を行うものとする。

3 入所の解除の日は、退所日の翌日とする。

（入所の変更）

第10条 区長は、入所決定者の特別な事情により他の施設に入所することが適当であると認めたときは、入所の変更をすることができる。

（保護の実施の停止）

第11条 区長は、入所決定者が入院等により長期間在所できなくなったときは、保護の実施を停止することができる。

（広域措置の依頼）

第12条 区長は、法第23条第3項の規定により、入所決定者が区の所管区域外の母子生活支援施設への入所（以下「広域措置」という。）を希望した場合において、必要と認めるときは、当該母子生活支援施設を所管する都道府県等（以下「措置先」という。）の長に対し、広域措置の依頼を行うものとする。

2 法第23条第3項の規定により、区外を居住地とする保護の実施の対象者（以下「区外保護対象者」という。）が区内の母子生活支援施設への入所を希望したときは、当該区外保護対象者の保護の実施を行う都道府県等（以下「措置元」という。）の長は、区長に対し、広域措置の依頼をしなければならない。

3 区長は、前項の規定による依頼を受け、かつ、次条第4項の審議の結果に基づき、区内の母子生活支援施設への入所が必要であると認めるときは、入所を決定し、書面により措置元の長に通知するものとする。

(広域措置の実施に係る関係者会議)

第13条 区長は、前条第1項の規定により広域措置の依頼を行う場合は、次に掲げる者で構成する関係者会議（以下「広域措置関係者会議」という。）を置く。

- (1) 子ども家庭支援センター長
- (2) ひとり親相談係長
- (3) ひとり親相談係相談員
- (4) 措置先の母子・父子自立支援員等相談員
- (5) 措置先の母子生活支援施設長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子ども家庭支援センター長が必要と認める者

2 広域措置関係者会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 広域措置による保護の実施およびその継続の要否に関すること。
- (2) 母子等の自立に向けた広域措置による支援の方針の策定に関すること。
- (3) 入所決定者の世帯の状況に関すること。
- (4) 保護の実施に係る関係機関の役割分担に関すること。
- (5) 広域措置の決定に関すること。

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 広域措置関係者会議は、子ども家庭支援センター長が招集し、これを主宰する。

4 区長は、前条第2項の規定による広域措置の依頼を受けたときは、第1項および第2項と同様に関係者会議を設置し、および審議を措置元に要請する。

5 広域措置に係る事務手続は、別に定める。

(広域措置に係る費用負担)

第14条 広域措置に係る費用（区または他の都道府県等が独自に加算する費用を含む。）

は、区を居住地とする入所決定者が区外の都道府県等の所管する母子生活支援施設へ入所する場合については措置先または措置先の母子生活支援施設長の請求により区が負担し、区外母子保護対象者が区内の母子生活支援施設へ入所する場合については区の請求により措置元が負担するものとする。

2 前項の広域措置に係る費用の算定方法は、別に定める。

(徴収金額の決定)

第15条 法第56条第2項に基づく母子生活支援施設徴収金（以下「徴収金」という。）

の額は、規則別表（母子生活支援施設等徴収金基準額表）に定める階層区分に応じた額による。

2 前項の階層区分の認定は、保護の実施の決定時には第4条第2号に掲げる書類により行い、その後は、毎年7月1日を起点として、同号に掲げる書類を確認の上、行うものとする。

(保護の実施の開始月等の徴収金)

第16条 区内の母子生活支援施設による保護の実施の開始または解除が月の中途である場合における当該月分の徴収金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保護の実施の開始が、月の15日以前であるときは当該徴収金の額の2分の1に相当

する額とし、月の16日以後であるときは徴収しない。

(2) 保護の実施の解除が、月の16日以後であるときは当該徴収金の額の2分の1に相当する額とし、月の15日以前であるときは徴収しない。

2 保護の実施の期間が1カ月未満の場合で、その日数が16日以上かつ月の15日以下のときは徴収金の額は当該月分の徴収金の額の2分の1に相当する額とし、15日以下であるときは徴収しない。
(徴収金の減額)

第17条 区長は、入所決定者が規則別表第3（児童福祉施設徴収金減免額表）の条件のいずれかに該当すると認めたときは、徴収金の額を減額することができる。

2 徴収金の減額を受けようとする入所決定者は、母子生活支援施設徴収金減額申請書（第2号様式）にその事実を証明する関係書類を添付し、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、減額基準に該当すると認めたときまたは減額基準に該当しないと認めたときは、母子生活支援施設徴収金減額適用・不適用通知書（第3号様式）により当該申請を行った入所決定者に通知するものとする。

(徴収金の免除)

第18条 区長は、保護の実施の停止を決定したときは、当該停止期間中の徴収金は免除する。

(徴収金の更正)

第19条 区長は、階層区分を誤認定した場合またはその他の理由により徴収金の額を誤って決定したときは、当該徴収金の額を更正しなければならない。この場合において、徴収金の額の更正は、誤って決定した日に遡及して行うものとする。

2 区長は、前項の規定により徴収金の額を更正したときは、母子生活支援施設徴収金変更通知書（第4号様式）により母子生活支援施設長および当該入所決定者に通知するものとする。

3 区長は第1項の規定により徴収金の額を更正した場合において、徴収金が減額になる場合はその差額を返還するものとし、徴収金が増額となる場合は更正した日の翌月分（更正した日が月の初日のときは当該月分）から徴収し、遡及して更正した徴収金の額と更正前の徴収金の差額は、徴収しないものとする。ただし、入所決定者の責めに帰すべき事由により誤って徴収金の額を決定したときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

附則

本要綱は、令和7年2月28日から適用する。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から適用する。